

オゾン層保護法 ～申請手続き等について～

2021年2月

経済産業省
オゾン層保護等推進室

目次

- オゾン層保護法の概要 …… P3
- 割当ての運用方針 …… P10
- 2021規制年分の割当てに係るプロセス及び手続き …… P21
- 原料用途の確認申請 …… P27
- 実績報告 …… P29
- 内示申請及び製造数量許可申請における電子申請の方法（e-Gov経由） …… P31

オゾン層保護法の概要

オゾン層保護法の概要①

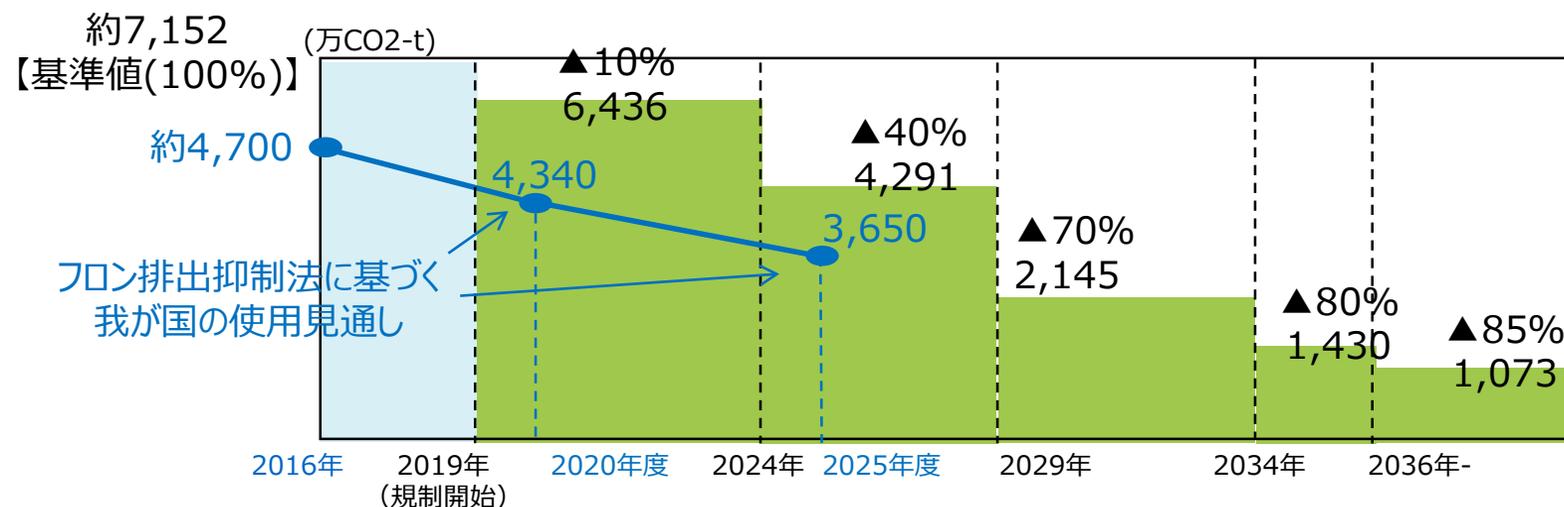
モントリオール議定書キガリ改正

2016年10月、ルワンダのキガリにてモントリオール議定書が改正され、代替フロン（HFC）についても、温室効果が高く地球温暖化に影響を与えることに鑑み、生産量・消費量の削減義務が課されることとなった。



オゾン層保護法の改正

キガリ改正に基づく日本の代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、代替フロンの製造及び輸入を段階的に削減する等の措置を講ずるために法改正を実施。2018年7月公布。2019年1月施行。

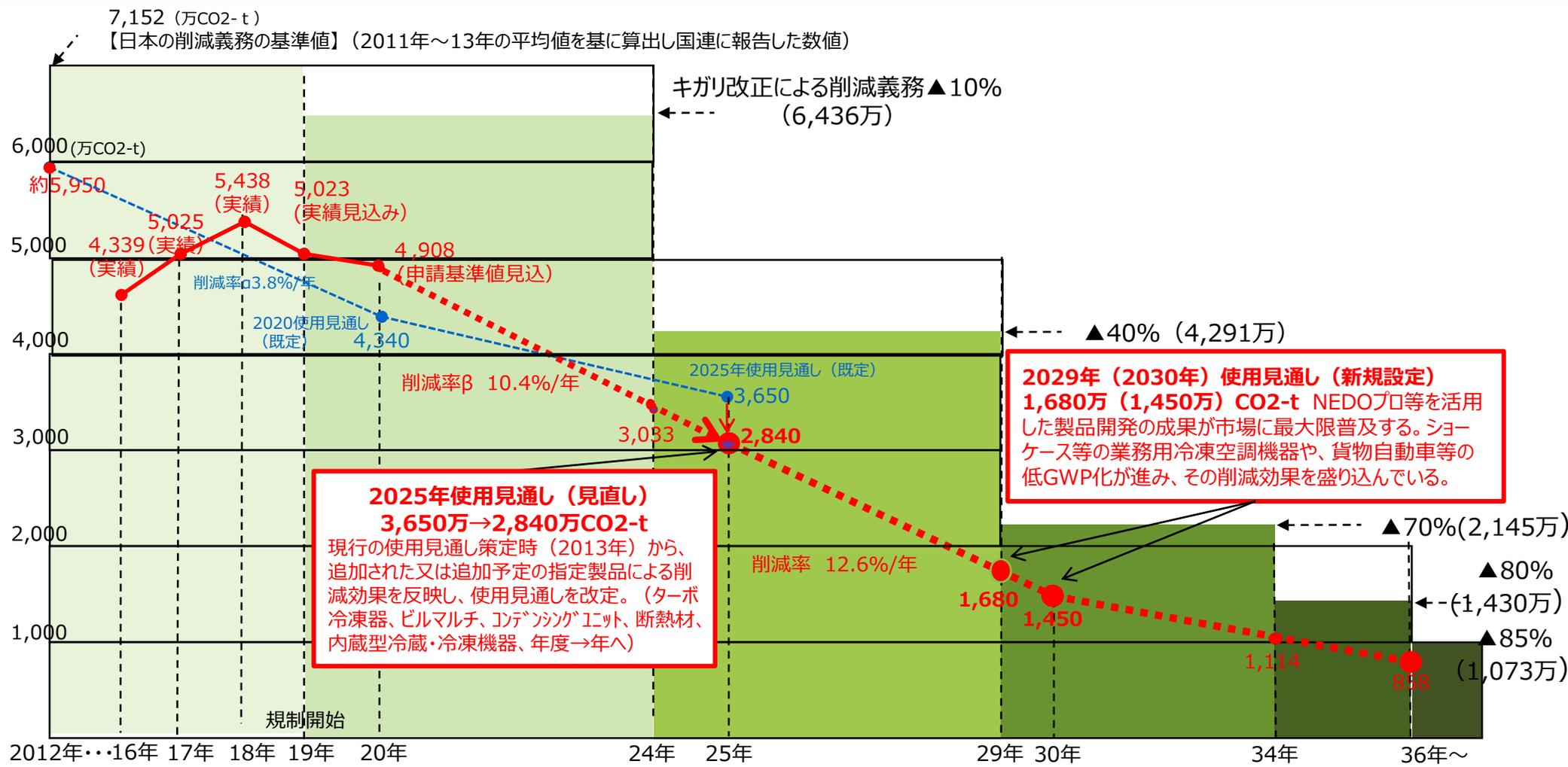


※ 基準値：2011-2013年実績の平均値から計算

オゾン層保護法の概要②

フロン類使用見通し（2025年：見直し、2030年：新規設定）

キガリ改正に基づく消費量の基準限度を確実に下回る運用を前提。グリーン冷媒が各用途で十分に普及すること等を見込む。**2025年は3,650万CO₂-t → 2,840万CO₂-t**に引き下げるとともに、**2030年は1,450万CO₂-t（2029年は1,680万CO₂-t）**と設定。（2020年7月31日公布、2021年4月1日施行。）



オゾン層保護法の概要③

- 代替フロン（HFC_注）について、特定フロン（CFC、HCFC）の製造・輸入の規制措置と同一の枠組みの措置を講ずる。
- 2019年1月1日から規制開始。

注：法令においては、規制対象のHFCを「特定物質代替物質」と呼びます。

- 経済産業大臣及び環境大臣は、議定書に基づき我が国が遵守すべき代替フロンの生産量・消費量の限度（基準限度）を定めて公表する。
- 代替フロンの製造及び輸入について、
 - ・製造は、経済産業大臣の許可制（法第4条第1項）。
 - ・輸入は、外為法の規定（第52条）に基づく経済産業大臣の承認制（法第6条）とする。製造数量、輸入数量の割当ては、国全体の基準限度の範囲内で行う。→割当て制
- ※製造、輸入、輸出については、定められた期間内に実績報告が必要。（→P29-30参照。）
- 原料用途の製造及び輸入については、上記割当ての対象外として、経済産業大臣の確認を受けるとして、製造や輸入が可能。

オゾン層保護法の概要④

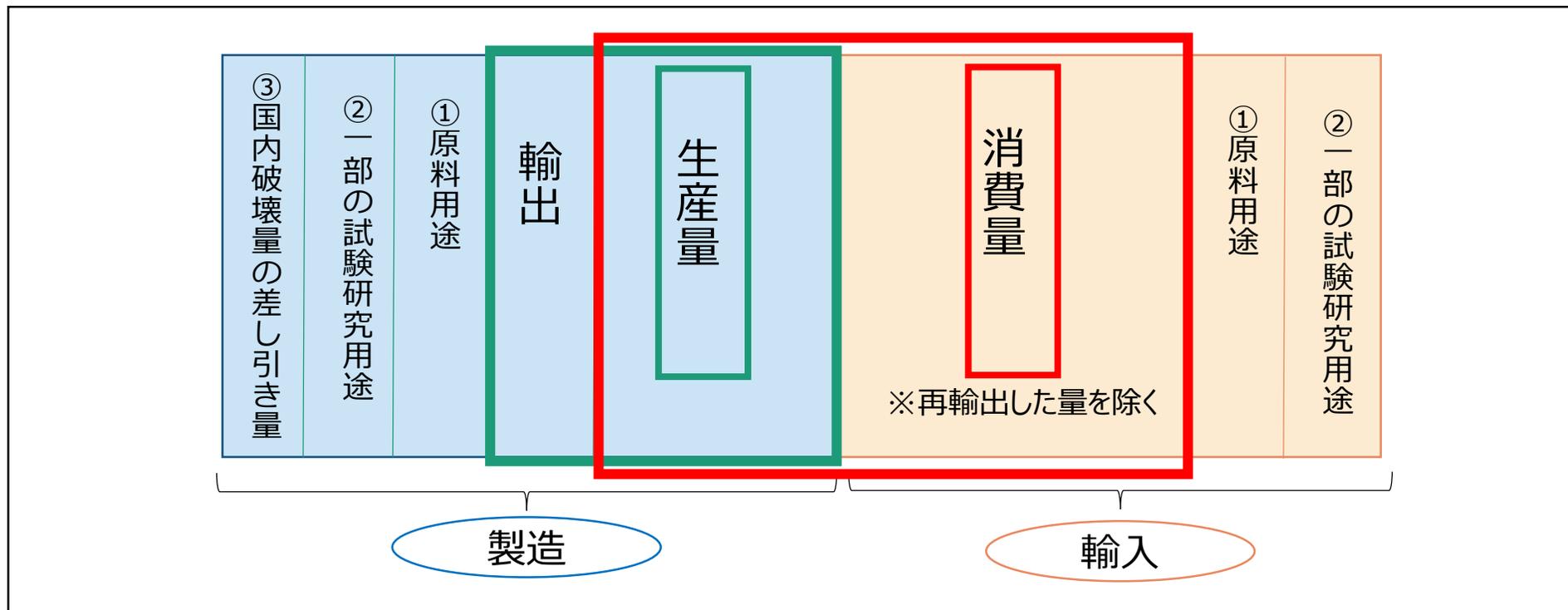
◆ オゾン層保護法の改正において、新たに規制対象物質となった物質（代替フロン（HFC） 18種類）

物質の種類	物質	化学式	地球温暖化係数（GWP）
グループ I	HFC-134	CHF_2CHF_2	1,100
	HFC-134a	CH_2FCF_3	1,430
	HFC-143	CH_2FCHF_2	353
	HFC-245fa	$\text{CHF}_2\text{CH}_2\text{CF}_3$	1,030
	HFC-365mfc	$\text{CF}_3\text{CH}_2\text{CF}_2\text{CH}_3$	794
	HFC-227ea	$\text{CF}_3\text{CHF}_2\text{CF}_3$	3,220
	HFC-236cb	$\text{CH}_2\text{FCF}_2\text{CF}_3$	1,340
	HFC-236ea	$\text{CHF}_2\text{CHF}_2\text{CF}_3$	1,370
	HFC-236fa	$\text{CF}_3\text{CH}_2\text{CF}_3$	9,810
	HFC-245ca	$\text{CH}_2\text{FCF}_2\text{CHF}_2$	693
	HFC-43-10mee	$\text{CF}_3\text{CHFCH}_2\text{CF}_2\text{CF}_3$	1,640
	HFC-32	CH_2F_2	675
	HFC-125	CHF_2CF_3	3,500
	HFC-143a	CH_3CF_3	4,470
	HFC-41	CH_3F	92
	HFC-152	$\text{CH}_2\text{FCH}_2\text{F}$	53
HFC-152a	CH_3CHF_2	124	
グループ II	HFC-23	CHF_3	14,800

◆ GWPは、二酸化炭素の何倍温室効果を有するかを示す係数です。

◆ HFCの割当ては、CO₂ tベース、すなわち実トン×GWPにより行います。

用語の定義



- ◆ モントリオール議定書の規制対象は、国のHFCの「生産量」及び「消費量」です。これを段階的に削減することとなります。
- ◆ 「生産量」は製造した量のうち、原料用途分を除いたものです。
- ◆ 「消費量」は「生産量 + 輸入量 - 輸出量」。この計算に用いる輸入量は、実際に輸入した量のうち、原料用途分を除いたものです。

○本法の規制の対象者は、以下の方々です。

- ・ HFCを国内で製造される方
- ・ HFCを海外から輸入される方
- ・ HFCを海外に輸出される方（実績の届出義務のみ）

○例えば、次のような方々は、本法の規制の対象者ではありません。

- ・ HFCを国内で使用される方（エアコン等の製造、使用など）
- ・ 国内のメーカーや商社からHFCを購入される方

○HFC混合物からのHFCの精製や、他物質との混合（化学的変化を伴わない）は、上記HFCの「製造」には該当しません。

○いわゆる「プレチャージ品」（HFCを冷媒として封入したエアコン等）の輸入、輸出は、上記HFCの「輸入」「輸出」には該当しません。

○製造や輸出入を委託されている場合には、委託元の方が規制対象となります。委託の定義は、「内示申請手続通知」の6ページをご覧ください。

では、どのように割当て量を決めていくのか？

→ 割当ての運用方針

割当て運用方針の概要

1. 基本的運用

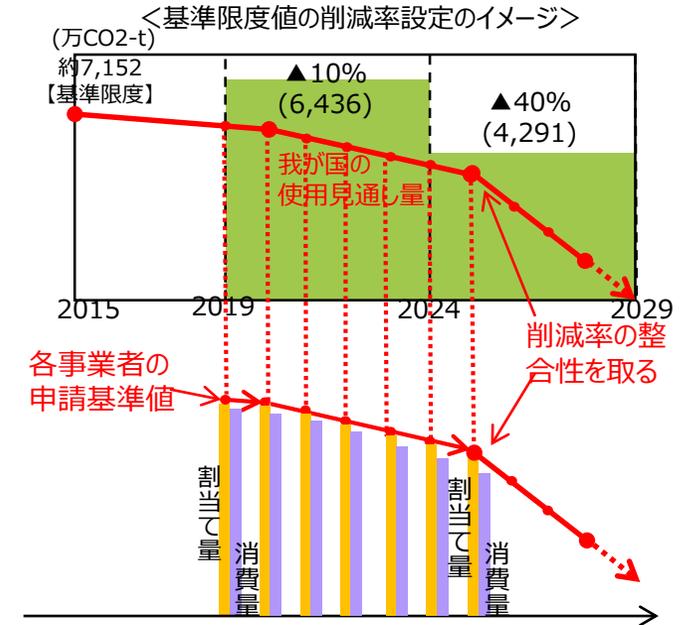
➤ 事業者毎に、P8であった消費量（製造量＋輸入量－輸出量）ベースで割当ての上限値（申請基準値）を設定します。これを毎年、一律削減します。

- ① 2021年の申請基準値は、2020年の申請基準値を基準に、2025年の使用見通し及び2020年消費量実績の使用見通しに基づいて計算します。
- ② 申請基準値の毎年の削減率は、フロン排出抑制法に基づく国全体の使用見通しの削減率と整合をとり、またキガリ改正に基づく削減義務を確実に達成できる形で設定します。
- ③ 申請基準値と実績の乖離が一定（過去3年平均で2割）以上の事業者は、翌年以降の申請基準値の不要分を切り下げます。

2. 例外的運用

➤ 以下は、申請基準値とは別枠で、個別審査による割当てを実施します。

- ・ 突発的事情により、申請基準値を超えた割当てを要する場合。
- ・ 2029年以降の厳しい削減義務の達成に寄与するような、新たな低GWP製品の出荷等を行う事業者に対して、イノベーションを促進するインセンティブとして割当てを行う場合。
- ・ 国の消費量に占める割合が小さく、かつ現時点で代替の見通しがなく、研究用途等でごく少量を製造・輸入する場合。
- ・ 新規参入者について、HFC消費量削減を進める国の政策を踏まえ、当該参入計画に合理性が認められる場合。
- ・ 輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合。



1. 運用の方針を定めるもの 資料2

「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」
(以下、「**運用通知**」という。)

URL :

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/190995unyoukaisei.pdf

2. 手続き及び様式を定めるもの 資料3

「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用に係る2021規制年度分の内示申請手続きについて」(以下、「**内示申請手続通知**」という。)

URL :

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/2021_tsuuchi.pdf

次頁以降で、各割当て類型の概要を説明します。

基本的運用による割当て①

■ 概要

まず、各申請者の方に対し、消費量（製造数量－輸出数量＋輸入数量）ベースでの割当ての上限値（**申請基準値**）を、**過去の消費量実績を用いて設定**します。その範囲内で、製造数量（※）とそのうちの輸出用分、輸入数量について、割当てを行います。

なお、この申請基準値は、原則として全事業者一律の削減率により毎年削減されます。

※なお、製造数量については、国全体で生産量の上限を超えないよう、ヒアリング等を通じ調整を行います。

■ 関係通知の参照箇所、使用する様式

◆ 運用通知

- ・ 2. 基本的運用

◆ 内示申請手続通知

- ・ 2. 1 基本的運用による割当て
- ・ 様式第 1「申請基準値の設定並びに製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」（社印等押印不要）

■ 申請受付期間

2020年9月29日～10月9日

基本的運用による割当て②

■ 2021年の申請基準値の設定方法

以下（１）、（２）の手順で設定します。

※なお、様式１のエクセルファイルには、手順（１）及び（２）に必要な式が組み込まれており、実績データ等を入力すれば、自動的に計算されます。

（１）過去実績（2020年申請者基準値）及び使用見通しに基づく申請基準値の算出

- ・2020年7月に改正した「フロン類の製造事業者の判断の基準となるべき事項（告示）」において、2025年の使用見通しを2,840万トンに設定、2020年の申請基準値4,908万トンから、削減率 β を10.4に設定。

$$2021年の申請基準値 = 2020年の申請基準値 \times (1 - \beta)$$

$$\text{削減率}\beta : 1 - 5\sqrt{(2025年の使用見通し / 2020年の消費量実績の見通し)}$$

（２）直近３年実績との比較による調整要否の確認

- ・（１）で求めた申請基準値を用い、直近３年間、すなわち2018～2020年の各年について、次の式により「みなし申請基準値」を計算します。

$$2020年みなし申請基準値 = Cav \times (1 - a)^{2019-n}$$

$$2019年みなし申請基準値 = Cav \times (1 - a)^{2018-n}$$

$$2018年みなし申請基準値 = Cav \times (1 - a)^{2017-n}$$

- ・直近３年間のみなし申請基準値の平均と消費量実績の平均との乖離が、３年間のみなし申請基準値の平均の２割に相当する数値を超えた場合、（１）で算出された申請基準値について、過剰分を差し引く調整が必要と判定されます。
- ・この場合、経済産業省からヒアリングを行い、（１）の算出値から過剰分を差し引いた上で、申請基準値を設定することとなります。

例外的運用による割当て①

突発的事情への対応

■ 概要

各事業者単独では対応が難しい突発的事情により、安定供給の確保のため、各事業者の申請基準値を超えて製造数量及び輸入数量の割当てを要する場合には、その事由について個別に審査の上、適当と認められた場合には、申請基準値に基づく基本的運用とは別枠で、必要量の割当てを行います。

ex : 事故による製造施設の停止等による他者への振替製造、異常な猛暑等による国全体の冷媒需要の大幅な上振れ 等

■ 関係通知の参照箇所、使用様式

◆ 運用通知

- ・ 3. (1) 突発的事情への対応

◆ 内示申請手続通知

- ・ 2. 3 例外的運用による割当てのうち突発的事情への対応
- ・ 様式第3「突発的事情への対応に要する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」（社印等押印不要）

■ 申請受付期間

2021年1月4日～2021年12月3日（随時受付）

※やむを得ない理由により、2021年12月4日以降に申請する必要がある場合は、オゾン層保護等推進室までご相談ください。その際、内示書の発出等に一定の時間を要することに御留意ください。

例外的運用による割当て②

低温温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与

■ 概要

画期的に温室効果の低い製品（HFC（特定物質代替物質）を含む低温温室効果の混合冷媒等）の製造及び輸入を行う事業者に対するインセンティブとしての追加的割当ては、当該低温温室効果製品の安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン法に基づく使用見通しを超えて、令和11（2029）年以降の我が国の削減義務達成に寄与するものに割当てを行います。

■ 関係通知の参照箇所、使用様式

◆ 運用通知

- ・ 3.（2） 低温温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与

◆ 内示申請手続通知

- ・ 2. 4 例外的運用による割当てのうち低温温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与
- ・ 様式第4「画期的に温室効果の低い製品の製造及び輸入を行う者に対する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」（社印等押印不要）※製品の安全性、省エネ性、経済性等を説明するための資料（様式自由）の添付が必要です。

■ 申請受付期間

2020年9月28日～2020年10月9日

2021年1月4日～2021年12月3日（随時受付）

例外的用途に係る割当て

■ 概要

①国全体の消費量に占める割合が比較的小さく、かつ②現時点で代替の見通しが無い、③社会的に重要性が高い一部用途（ぜんそく薬用噴進剤、消火剤等）での使用や、研究用途でごく少量を製造・輸入する場合等の例外的用途に係る製造及び輸入数量の割当てについては、審査時に認められた用途に限定した上で、個別事情を踏まえて割当てを行います。

■ 関係通知の参照箇所、使用様式

◆ 運用通知

- ・ 3. (3) 例外的用途に係る割当て

◆ 内示申請手続通知

- ・ 2. 5 例外的運用による割当てのうち例外的用途に係る割当て
- ・ 様式 5「例外的用途に係る製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」（社印等押印不要）

■ 受付期間

2020年9月29日～2020年10月9日

2021年1月4日～2021年12月3日（随時受付）

新規参入者の取扱い

■ 概要

HFC（特定物質代替物質）の消費量の削減を進める国の政策を踏まえ、新規参入者の計画について、代替物質の開発及び普及状況並びに価格面などの観点で確認を行い、これに合理性が認められる場合は、国全体の基準限度の範囲内で割当てを行います。

■ 関係通知の参照箇所、使用様式

◆ 運用通知

- ・ 3.（4）新規参入者の取扱い

◆ 内示申請手続通知

- ・ 2. 6 例外的運用による割当てのうち新規参入者への割当て
- ・ 様式第6「製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書（新規参入者用）」（社印等押印不要）

■ 申請受付期間

2020年9月29日～2020年10月9日

2021年1月4日～2021年12月3日（随時受付）

※やむを得ない理由により2021年12月4日以降に申請する必要がある場合は、オゾン層保護等推進室までご相談ください。その際、内示書の発出等に一定の時間を要することに御留意ください。

例外的運用による割当て⑤

輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て

■ 概要

輸出（輸出用製造数量として指定されたもの及び製造数量の上限値のうち輸出数量として内示されたものを除く。）及び輸入を行う事業者（バルクで輸入した特定物質代替物質を小分けにして輸出する事業者等）は、国内で特定物質代替物質を消費しないことから、輸入数量と同一の数量が輸出されることの証明を条件に、基本的運用による割当てとは別枠で、輸入数量の割当てを行います。

■ 関係通知の参照箇所、使用様式

◆ 運用通知

- ・ 3. （5）輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て

◆ 内示申請手続通知

- ・ 2. 7 「輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て
- ・ 様式第7「輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て内示申請書」（社印等押印不要）
- ・ 輸出した実績を証明する書類又は輸出することが確実であることを証明する書類

■ 申請受付期間

2020年9月29日～2020年10月9日

2021年1月4日～2021年12月3日（随時受付）

内示された割当て数量の変更

内示された割当てに係る数量変更

■ 概要

HFC（特定物質代替物質）ごとの輸入数量は申請基準値の範囲内で事業者が任意に設定できることとしますが、内示後に市況の変化等により特定物質代替物質ごとの輸入数量の上限値の変更等、内示された上限値の変更が必要な場合は、改めて申請を受け付け、割当てを行います。

■ 関係通知の参照箇所、使用様式

◆ 運用通知

- ・ 2. （4）割当て決定の手順

◆ 内示申請手続通知

- ・ 2. 2 内示された割当て数量の変更
- ・ 様式第2「製造数量及び輸入数量の割当て変更内示申請書」（社印等押印不要）
- ・ 承認された輸入者にとっては、当該承認に係る規制年度の輸入通関実績の裏書き（写し）

■ 申請受付期間

2021年1月4日～2021年12月3日（随時受付）

2021規制年度分の割当てに係る プロセス及び手続き

2021規制年度分の割当てに向けたプロセス①

以下の2つのプロセスが必須となる。

Step1 内示申請

- ◆ 製造や輸入の割当てを希望する方は、経済産業省に対し、希望数量等もって内示を申請してください。
 - ◆ 審査の上、経済産業省から内示書を交付します。
(必要に応じ、ヒアリングを実施します。)
 - ◆ 申請受付期間：2020年9月29日～10月9日
(例外的運用の一部を除く。)
- ※なお、例外的割当てについては、2021年中も受け付けます。(随時受付)

Step 2 製造数量許可・輸入承認申請

- ◆ 内示された数量の範囲内で、経済産業省に対し、製造については「オゾン層保護法」に基づく許可を、輸入については外為法に基づく承認を申請してください。
 - ◆ 審査の上、経済産業省から製造数量の許可書、輸入の承認証を交付します。
 - ◆ 製造許可申請期間：2020年12月4日～11日
 - ◆ 輸入承認申請期間：2020年12月9日～14日
- ※上記申請期間はいずれも「基本的割当て」

2021規制年度分の割当てに向けたプロセス②

Step1 内示申請

◆ 割当ての申請・審査は、以下の各類型毎に行います。P13～20に示すそれぞれの様式を用いて申請してください。

○ **基本的運用による割当て**

○ **例外的運用による割当て**

- ・ 突発的事情への対応
- ・ 低温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与
- ・ 例外的用途に係る割当て
- ・ 新規参入者の取扱い
- ・ 輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て

◆ 審査の上、基本的運用による割当てについては、申請基準値、及びstep 2で許可申請が可能な製造数量（うち輸出用を含む）と、承認申請が可能な輸入数量を内示します。
また、例外的運用による割当てについては、申請可能な製造・輸入数量と、用途等の条件を内示します。

申請時期 : 2020年9月29日～10月9日

申請方法 : 原則e-Gov経由の電子申請

※なお、書面での申請を希望される方は、事前にオゾン層保護等推進室に御相談ください。

内示書の交付時期 : 2020年12月初旬

2021規制年度分の割当てに向けたプロセス③

Step2 ①製造数量の許可申請

- ◆ Step1で内示を受けた数量の範囲内で、製造数量の許可を申請してください。
(HFC種の内訳の記載は必要ありません。)
- ◆ 内示された製造数量のうち、輸出用とされている数量については、許可申請書において輸出予定数量として記載の上で、申請を行ってください。(許可にあたり、輸出専用の製造数量としても指定されます)
- ◆ 申請にあたっては、交付された内示書の写しの添付が必須です。(内示を受けていない方は申請できません。)
- ◆ 例外的割当てに係る許可については、内示書を踏まえ、用途及び製造可能なHFC種等の条件が付されます。

申請時期 : 2020年12月4日～12月11日

申請方法 : 原則e-Gov経由の電子申請

※なお、書面での申請を希望される方は、事前にオゾン層保護等推進室に御相談ください。

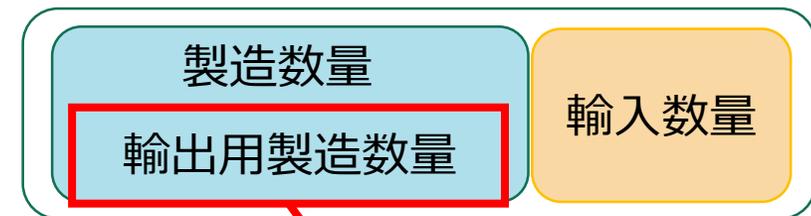
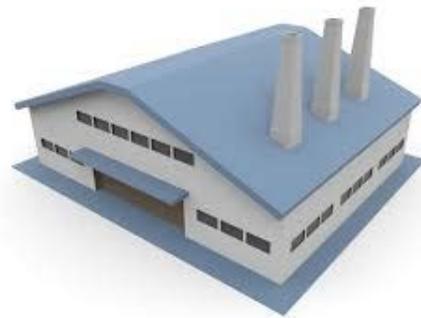
使用する様式 : オゾン層保護法施行規則 様式1 (資料4) (社印等押印不要)

許可書の交付時期 : 2020年12月下旬

輸出用製造数量として割当てられた数量の輸出確認

注意 : 許可された製造数量のうち、輸出用として指定された枠を使用し、実際に製造を行うためには、製造しようとする数量分について、輸出の実績又は輸出が確実であることを証明し、事前に経済産業大臣の確認を受ける必要があります。

オゾン層保護法施行規則の様式第3を用い、輸出の実績又は輸出が確実であることの証明書を添付して、確認申請を行ってください。（社印等押印不要）



※輸出用製造数量は、事前に経済産業大臣の確認を受けた場合にのみ、使用可能な枠です。

Step2 ②輸入数量の承認申請

- ◆ Step1で内示された各HFC種の輸入数量内訳の範囲内（下表参照）で、輸入数量の承認を申請してください。
- ◆ 申請にあたっては、内示書の写しの添付が必須です。（内示を受けていない方は申請できません。）
- ◆ 例外的割当てに係る承認については、内示書を踏まえ、用途等の条件が付されます。

申請時期 : 2020年12月
申請方法 : 原則NACCS経由の電子申請
使用する様式 : 輸入貿易管理規則別表第1（社印等押印不要）
承認証交付時期 : 2021年1月

原料用途の確認申請

原料用途製造・輸入確認の申請

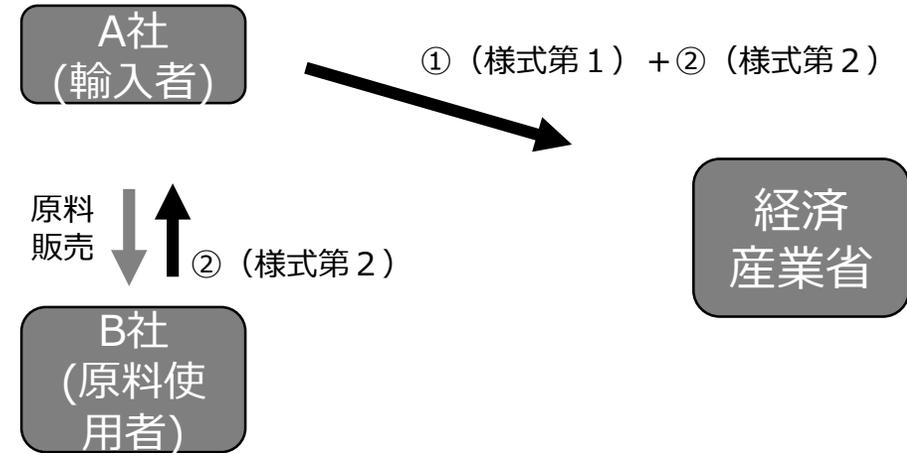
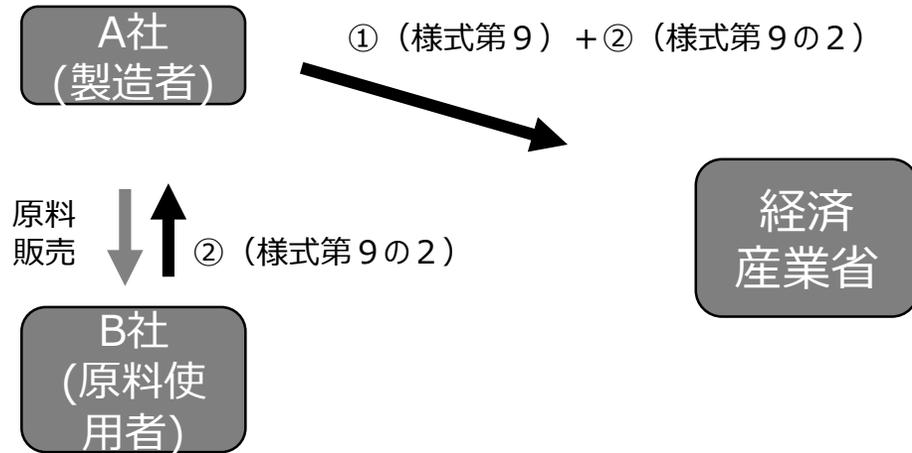
■ 製造の場合

提出法	A社が、B社の発行する原料用途証明書を付した上で、経済産業省に申請（注）
提出書類	オゾン層保護法施行規則様式第9 原料として使用された特定物質等の製造確認申請書 オゾン層保護法施行規則様式第9の2 特定物質等の原料使用の証明書
申請方法	e-Govまたは書面での申請 ※いずれも社印等押印不要

■ 輸入の場合

提出法	A社が、B社の発行する原料用途証明書を付した上で、経済産業省に申請（注）
提出書類	輸入注意事項別紙様式第1 原料として使用された特定物質等の製造確認申請書 輸入注意事項別紙様式第2 特定物質等の原料使用の証明書
申請方法	NACCSまたは書面での申請 ※いずれも社印等押印不要

注：原料用途証明書について、B社から直接提出を希望する場合には、申請前にオゾン層保護等推進室に御相談ください。



製造確認申請は、**当該数量を製造する前に行う必要があります。**

輸入確認申請は、**当該数量を輸入する前に行う必要があります。**

(例) 製造量の全てを原料用途として使用する方の場合、申請基準値の申請は必要ありませんが、それと同時に、製造数量の割当てがないため、翌年1月から製造したくても枠がありません。そこで前年中に、証明書の提出できる範囲で原料用途申請をする必要があります。

※輸入注意事項：当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モンリオール議定書附属書に掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入の確認について

実績報告

製造、輸入、輸出実績の報告

製造を行った方



製造等実績報告書

輸入を行った方



輸入通関実績報告書

輸出を行った方



輸出数量届出

製造等実績報告書

- ◆ 許可を受けた製造者及び原料用途として確認を受けた製造者の方は、施行規則第14条に基づき、**オゾン層保護法施行規則様式第18**を用いて、経済産業大臣に製造等の実績を報告する必要があります。（社印等押印不要）
- ◆ 提出の期日は、製造した年の翌年の3月31日までです。

輸入通関実績報告書

- ◆ 輸入発表（今後パブコメを経て制定予定）に基づき輸入割当てを受けた方は、当該割当てを受けた数量をすべて輸入通関するまでの間、輸入発表「HFCの輸入割当てについて（今後パブコメを経て制定）」の別紙4により、輸入実績を報告する必要があります。（社印等押印不要）
 - ◆ 提出の期日は輸入した年の翌年の3月31日までです。（以前は始めの3四半期は四半期毎、残りの四半期は毎月提出）
- ※原料用途として確認を受けた輸入者の方も、実績報告が必要です。手順・様式は、今後、オゾン層保護等推進室のHP上でお知らせします。

輸出数量届出

- ◆ 特定物質等の輸出を行った方は、オゾン層保護法第17条及び施行規則第12条の2に基づき、**オゾン層保護法施行規則様式第17**により、経済産業大臣に輸出実績を届け出る必要があります。（社印等押印不要）
- ◆ 提出の期日は、輸出した年の翌年の3月31日までです。

内示申請及び
製造数量許可申請
における
電子申請の方法
(e-Gov経由)

1. 電子申請の準備 (ID及びパスワードの発行申請)
2. 電子申請の準備 (様式ファイルの取得)
3. 電子申請の準備 (e-Gov利用準備)
4. e-Govを用いた申請方法
5. 申請した後の審査状態の確認

電子申請の準備 (ID及びパスワードの発行申請) ①

電子申請準備

1. 電子申請のためのIDの取得
e-Gov若しくはオゾン層保護等推進室HPから**施行規則様式21**をダウンロードし郵送してください。(社印等押印不要)

e-Gov

<http://www.e-gov.go.jp/>

オゾン層保護等推進室HP

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/densisinsei.html

2. 後日オゾン層保護等推進室からIDを発送
3. e-Govから各種手続きを実施

※オゾン層保護法に係る手続きは原則電子申請 (e-Govを経由した申請)
※手続きには約3週間ほど時間がかかります。2020年9月29日～10月9日の内示申請受付期間で内示申請の受付を行うため、早めの申請をお願いします。

パスワードとなる任意の数字を記入。

様式第21 (第20条第1項関係)

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第1項の規定に基づき、同規則第19条第1号から同条第13号までに掲げる申請書等による電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

増設番号									
(ふりがな)									
事業者の名称									
事業者の所在地	〒								
担当者	部署								
	(ふりがな)								
	氏名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考
- 1 増設番号の欄には、増設番号として用いる9桁のアラビア数字の組み合わせを記入すること。
 - 2 本様式の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
 - 3 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

電子申請の準備 (様式ファイルの取得) ②

1. e-Govのトップページで電子申請をクリック
<https://www.e-gov.go.jp/>



2. 手続検索をクリック



3. 手続を検索し、目的の手続き名を選択



128件

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

4. 様式名をクリック

※電子申請方法利用案内にある様式名のリンクをクリックして、保存します。

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

様式名をクリック

電子申請方法別利用案内

- 【添付情報】 申請書様式は以下からダウンロードできます。
- 確認申請書 (様式第8) (word形式) [Word](#)
- 確認申請書 (様式第8) (PDF形式) [PDF](#)
- 確認申請書 (様式第8の2) (word形式) [Word](#)
- 確認申請書 (様式第8の2) (PDF形式) [PDF](#)

告知情報

- 【手続対象者】 特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることを証明し、当該破壊相当分の特定物質等を製造しようとする者
- 【提出時期】 随時
- 【手数料 (説明)】 なし
- 【手数料 (URL)】
- 【相談窓口】 提出先と同じ
- 【標準処理期間】 電子: 18日
- 書面申請: 3週間
- 【不服申立方法】 行政不服審査法による
- 【備考】 <相談窓口>
- 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
- 電話:03-3501-4724
- FAX:03-3501-6604
- お問合せメールフォーム: https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiwase
- 【別送書類】 なし
- 【備考】 なし

戻る

申請書入力へ

電子申請の準備 (e-Gov利用準備) ③

e-Govを利用するために以下の設定が必要になります。

1. アカウントの準備
2. ブラウザの設定
3. アプリケーションのインストール

e-Govのホームページから利用準備の案内を確認し、設定を行ってください。

1. e-Govのトップページで電子申請をクリック
<https://www.e-gov.go.jp/>

電子申請をクリック

利用準備をクリック

3. 利用準備の手順に従い設定を行ってください

利用準備

e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備を行います。
なお、従来ご利用いただいていたパソコンライズIDをe-Govアカウントとしてご利用いただくことはできません。前回のご利用が2020年11月18日以前の方は、アカウントの準備から改めてご確認ください。

電子申請とは、現インターネットを利用し、

電子証明書が必要か確認します

パソコン環境の設定を行います

- 1 アカウントの準備 >
e-Govアカウント、GビジネスID、または他認証サービスのアカウントを利用できます。
- 2 ブラウザの設定 >
ブラウザの設定を確認します。
- 3 アプリケーションのインストール >
e-Gov電子申請を利用するためのアプリケーションをインストールします。

利用準備での操作の不明点はe-Govお問い合わせ窓口にご確認をお願いします。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

e-Govを用いた申請方法①

1. e-Govのトップページ

<http://www.e-gov.go.jp/>

2. 電子申請をクリック

2. クリック

The screenshot shows the e-Gov portal homepage. At the top, there is a navigation bar with the e-Gov logo, language options (English), and search functions. A prominent banner at the top center contains the text: "行政サービスや施策に関する情報をご案内します。政策に対する意見の提出ができます。" Below this, a section titled "e-Govのサービス" (e-Gov Services) features five service tiles. The first tile, "電子申請" (Electronic Application), is highlighted with a red border and contains the text: "行政機関に対する申請・届出等の手続きができます". Other tiles include "法令検索" (Law Search), "パブリック・コメント" (Public Comment), "文書管理" (Document Management), and "個人情報保護" (Personal Information Protection). At the bottom, a section titled "行政サービス・施策に関する情報" (Information on Administrative Services and Policies) lists various categories with right-pointing arrows: "災害・非常事態" (Disaster/Emergency), "環境" (Environment), "地方創生" (Local Revitalization), and "子ども・教育" (Children/Education). Each category has a list of sub-items.

1 重要なお知らせ 2020年11月以前からご利用いただいている方へ –必ずお読みください–

行政サービスや施策に関する情報をご案内します。
政策に対する意見の提出ができます。

e-Govのサービス

- 電子申請**
行政機関に対する申請・届出等の手続きができます
- 法令検索**
現行施行されている法令を検索できます
- パブリック・コメント**
意見の提出や募集状況などの確認ができます
- 文書管理**
行政文書ファイル管理簿の検索およびリンク集
- 個人情報保護**
個人情報ファイル簿の検索およびリンク集

行政サービス・施策に関する情報

- 災害・非常事態 >
 - ・ 感染症対策
 - ・ 防災情報
 - ・ 復旧・復興支援
 - ・ 災害対応・被災者支援
- 環境 >
 - ・ 環境問題対策
 - ・ 資源管理
 - ・ エネルギー政策
 - ・ 省エネ・リサイクル
- 地方創生 >
 - ・ まちづくり
 - ・ 地域活性化
 - ・ 農林水産
- 子ども・教育 >
 - ・ 子どもの安全
 - ・ 子育て支援
 - ・ 教育

e-Govを用いた申請方法②

3. 手続検索をクリック



e-GOV 電子申請

トップ | 電子申請について | 利用準備 | **手続検索** | ヘルプ

e-Govポータル >

❗ 重要なお知らせ e-Gov電子申請利用時にエラーが発生する場合について (1/25更新)

3. クリック

いつでも、どこでも申請
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン または 利用準備へ

e-Gov電子申請とは

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

※e-Govアカウントや、e-Govアプリケーションのインストールなどの利用準備がお済みでない場合は、「利用準備」をクリックして設定を行ってください。

4. 手続き検索1

a. 手続き名のキーワードを入力

※キーワードがわからない場合は b.「経済産業省」をクリックして、次の「5.手続き検索2」の手順で分類にて絞り込んでください

b. 「経済産業省」をクリック

手続き検索

e-Govで受付可能な手続きが検索できます。

状況から探す

事業（所）の新規適用

事業（所）の所在地又は名称等の変更

事業主の代理人の選任又は解任

被保険者の氏名変更

被保険者の資格取得・転勤

被保険者の資格喪失

事業所の廃止

退職に関する手続（定年退職後も自社で再雇用する場合）

退職に関する手続（定年退職後はもう雇用しないという場合）

a. 手続き名のキーワードを入力

🔍 手続き名称から探す

検索

📄 手続分野分類から探す

刑事警察

雇用・労働

福祉・介護

対外経済

金融

社会保障

厚生労働

中小企業

行政機関個人情報保護

情報公開

安全・安心

ものづくり

健康・医療

年金

エネルギー・環境

国土交通

🏢 所管行政機関から探す

警察庁

厚生労働省

国土交通省

経済産業省

環境省

気象庁

金融庁

e-Govを用いた申請方法④

5. 手続き検索2

a. 手続分野分類を以下の内容で選択

大分類：安全・安心

中分類：化学物質管理

小分類：オゾン層保護・温暖化対策

c. 「検索」をクリック

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称

所管行政機関

手続分野分類

大分類

中分類

小分類

a. 手続分野分類を選択

b. クリック

表示件数 20

25件

<< < 1 / 2 > >>

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

・規制対象物質（以下「特定物質等」）を製造又は輸入しようとする者は、規制年度ごとに、その種類及びその数量について、経済産業大臣からの許可（法第4条）を受けること、また、原料用途製造等製造数量規制の対象外とする場合には、その種類及びその数量について確認（法第12条）を受けることとなっています。

・その中で、当該規制年度ごとに特定物質等の種類及び数量について、別途定める基準に従い、様式第8による申請書に様式第8の2による証明書を添付して経済産業大臣に提出し、当該特定物質等が破壊された又は破壊されることが確認（法第11条）を受ければ、当該証明に係る数量分の特定物質等をあらたに製造することができることになるため、本手続は、左記大臣への確認申請に関することを定めています。

個別認証必要

申請書入力へ

基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当て数量の追加内示申請書

基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当て数量の追加

個別認証必要

申請書入力へ

画期的に温室効果の低い製品の製造及び輸入を行う者に対する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請

例外的運用による割当てのうち低温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与

個別認証必要

申請書入力へ

e-Govを用いた申請方法⑤

6. 目的の手続き名の「申請書入力へ」ボタンをクリック

※オゾン法関連の手続きは一覧で表示されます。

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

個別認証必要

手続概要	<ul style="list-style-type: none">規制対象物質（以下「特定物質等」）を製造又は輸入しようとする者は、規制年度ごとに、その種類及びその数量について、経済産業大臣からの許可（法第4条）を受けること、また、原料用途製造等製造数量規制の対象外とする場合には、その種類及びその数量について確認（法第12条）を受けることとなります。その中で、当該規制年度ごとに特定物質等の種類及び数量について、別途定める基準に従い、様式第8による申請書に様式第8の2による証明書を添付して経済産業大臣に提出し、当該特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認（法第11条）を受ければ、当該証明に係る数量分の特定物質等をあらたに製造することができることとなるため、本手続は、左記大臣への確認申請に関することを定めています。
根拠法令	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 第11条第1項
電子申請方法別利用案内	<p>【添付情報】 申請書様式は以下からダウンロードできます。</p> <p>確認申請書（様式第8）（word形式） Word</p> <p>確認申請書（様式第8）（PDF形式） PDF</p> <p>確認申請書（様式第8の2）（word形式） Word</p> <p>確認申請書（様式第8の2）（PDF形式） PDF</p>
告知情報	<p>【手続対象者】 特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることを証明し、当該破壊相当の特定物質等を製造しようとする者</p> <p>【提出時期】 随時</p> <p>【手数料（説明）】 なし</p> <p>【手数料（URL）】 なし</p> <p>【相談窓口】 環境省 資源循環政策課</p> <p>【標準処理期間】 書面申請：3週間</p> <p>【不審申立方法】 なし</p> <p>【備考】 <相談先> 製造産業局 化学物質課</p> <p>電話:03-3501-4724 FAX:03-3501-6604 お問合せメールアドレス: https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase</p> <p>【別送書類】 なし</p> <p>【備考】 なし</p>

戻る [申請書入力へ](#)

手続名をクリックすることで案内情報が表示されます。

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

- 規制対象物質（以下「特定物質等」）を製造又は輸入しようとする者は、規制年度ごとに、その種類及びその数量について、経済産業大臣からの許可（法第4条）を受けること、また、原料用途製造等製造数量規制の対象外とする場合には、その種類及びその数量について確認（法第12条）を受けることとなります。
- その中で、当該規制年度ごとに特定物質等の種類及び数量について、別途定める基準に従い、様式第8による申請書に様式第8の2による証明書を添付して経済産業大臣に提出し、当該特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認（法第11条）を受ければ、当該証明に係る数量分の特定物質等をあらたに製造することができることとなるため、本手続は、左記大臣への確認申請に関することを定めています。

個別認証必要

6. クリック

[申請書入力へ](#)

基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当て数量の追加内示申請書

基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当て数量の追加

個別認証必要

[申請書入力へ](#)

画期的に温室効果の低い製品の製造及び輸入を行う者に対する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請

例外的運用による割当てのうち低温温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与

個別認証必要

[申請書入力へ](#)

輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て内示申請

例外的運用による割当てのうち輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て

個別認証必要

[申請書入力へ](#)

製造数量及び輸入数量の割当て内示申請（新規参入者用）

新規参入者向け製造数量および輸入数量の割当て内示申請

個別認証必要

[申請書入力へ](#)

例外的用途に係る製造数量及び輸入数量の割当て内示申請

例外的用途に係る製造数量および輸入数量の割当て内示申請

個別認証必要

[申請書入力へ](#)

7. e-Gov電子申請アプリケーションを起動をクリック

e-GOV 電子申請

e-Gov電子申請アプリケーション起動

申請等の手続は「e-Gov電子申請アプリケーション」を使って行います。
インストールがお済みの場合は、下のボタンからアプリケーションを起動し、手続に進んでください。

7. クリック

[e-Gov電子申請アプリケーションを起動](#)

次回からはこの画面を省略し、直接アプリケーションを起動する。

| e-Gov電子申請アプリケーションのインストールがお済みでない方は

e-Gov電子申請アプリケーションのインストールがお済みでない方は、こちらからダウンロードしてインストールしてください。

[e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード](#)

前回の起動時に、「次回からはこの画面を省略し、直接アプリケーションを起動する。」にチェックを入れた場合はこの画面は表示されません。

e-Govを用いた申請方法⑦

8. e-Govアカウントにログイン

e-Gov利用準備で登録した、e-Govアカウントにログインするためのa.b.c.のいずれかの認証を行ってください。

a. e-Govアカウントで登録したメールアドレスとパスワードを利用して「ログイン」ボタンをクリック

b. e-Govアカウントで登録したGビズIDでログインボタンをクリック

c. e-Govアカウントで登録したMicrosoftアカウントでログインボタンをクリック

Gビズとは

GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。アカウントの作成など詳細にGビズホームページをご覧ください。
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

e-Govアカウントログイン

メールアドレス
|
パスワード
パスワードを忘れた方 [🔗](#)
ログイン

[e-Govアカウント登録ページへ](#) [🔗](#)

または以下のアカウントでログイン



GビズIDでログイン



Microsoftでログイン

9. 自身のIDとパスワードを入力

「電子申請の準備」でオゾン層保護等推進室から発行されたユーザーIDとパスワードを入力します。

※前ページのe-Govアカウントのログインで利用するID及びパスワードとは異なります。

10. 「OK」をクリック

個別認証

申請・届出に必要な情報を入力してください。

The form is titled "個別認証" (Individual Authentication). It contains two input fields: "ユーザID" (User ID) and "パスワード" (Password). Below the input fields are two buttons: "キャンセル" (Cancel) and "OK". The "OK" button is highlighted with a red border. A red oval with the text "9. 入力" (9. Input) is positioned above the input fields, and another red oval with the text "10. クリック" (10. Click) is positioned below the "OK" button.

※IDとパスワードを必要としない申請である場合（電子証明書のみなど）は、本画面は表示されません。

申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

11. 申請者情報・連絡先情報を記入

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

11. 入力

申請者情報

必須 申請者情報を設定

法人名	経済産業省共済組合
申請者氏名	山田 太郎
住所	東京都千代田区霞が関1丁目3-1

連絡先情報

必須 連絡先情報を設定

法人名	経済産業省共済組合
連絡先氏名	山田 太郎
住所	東京都千代田区霞が関1丁目3-1

下にスクロール



2. 特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き／破壊証明に係る特定物質等の製造確認

12. 申請書様式情報を入力

申請・届出に関する事項を入力してください。
複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

12. 入力

申請する様式一覧

必須
特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

プレビュー

文書名:	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き
申請書作成日:	西暦 2021 年 1 月 28 日
あて先:	経済産業大臣 殿
申請者の情報:	
住所フリガナ:	トウキョウトチヨダク
住所:	東京都千代田区轟が関1丁目3-1
申請者:	(氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名)
氏名フリガナ:	ヤマダ タロウ
氏名:	山田 太郎
名称フリガナ:	ケイザイサンギョウシヨウキョウサイクミアイ
名称:	経済産業省共済組合
代表者役職名:	代表取締役社長 ×
代表者フリガナ:	ヤマダ タロウ ×
代表者氏名:	山田 太郎
申請届出根拠:	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 第11条第1項の規定により申請します。

下にスクロール



13. 書類を添付をクリック

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

必須	破壊された特定物質等の製造確認申請書（様式第8）
必須	特定物質等の破壊数量の証明書（様式第8の2）

書類を添付

13. クリック

14. 参照ボタンで書類を添付する

参照ボタンをクリックして、送付するファイルを選択します。

15. 添付ボタンをクリック

全てのファイル添付操作が終わったら、添付ボタンをクリックします。

添付書類追加

申請に必要な書類を添付してください。

添付可能ファイル拡張子：[bmp, csv, doc, docm, docx, dwg, dxf, gen, gif, htm, html, jaw, jbw, jpeg, jpg, jtd, jtw, juw, pdf, ppt, sid, tif, tiff, txt, xfdf, xls, xlsb, xlsx, xml, zip]

必須

書類名：

提出形式： 添付

こちらにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL： **参照**

ファイルサイズ：KB/102400KB

必須

書類名：

提出形式： 添付

こちらにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL： **参照**

ファイルサイズ：KB/102400KB

ファイルサイズ合計：0KB

添付

14. ファイルを指定

15. クリック

下にスクロール



16. 提出先を選択をクリック

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須 提出先

16. クリック

提出先を選択

17. 製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室を選択

提出先に製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室を選択します。※大分類だけ選択します。

提出先選択

大分類（都道府県など）から順に提出先を選択してください。
選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。

17. 選択

大分類
製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

中分類

小分類

18. 選択

キャンセル

設定

18. 設定ボタンをクリック

下にスクロール



19. 申請データを保存をクリック

- ①記入後、「申請データを保存」ボタンをクリックして、任意のフォルダーに保存してください。
- ②次回からは、e-Govアカウントにログインして「作成した申請書の読み込み」で保存したファイルを指定すれば、記入した情報がそのまま挿入されます。

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須 提出先 製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

提出先を選択

キャンセル

申請データを保存

一時保存して中断

内容を確認

19. クリック

20. クリック

20. 内容を確認をクリック

入力内容に修正がなければ、内容を確認ボタンをクリックして申請書の提出に進みます。

21. 提出ボタンをクリック

内容に修正がなければ、「提出」ボタンをクリックすることにより、提出が完了します。

申請内容確認

入力内容を確認し、「提出」ボタンを押してください。

基本情報

申請者情報

[詳細](#)

法人名	経済産業省共済組合
申請者氏名	山田 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 - 1

連絡先情報

法人名	経済産業省共済組合
連絡先氏名	山田 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 - 1

手続名称

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き／破壊証明に係る特定物質等の製造確認

申請書提出対象一覧

申請書名称	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き	プレビュー
-------	---	-----------------------

添付書類

破壊された特定物質等の製造確認申請書（様式第8）	aaa.xls
特定物質等の破壊数量の証明書（様式第8の2）	bbb.txt

提出先

提出先	製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
-----	------------------------

[修正](#)[申請内容を出力\(PDF\)](#)[提出](#)

20. クリック

22. 提出完了

提出完了画面が表示されれば、提出が完了したことになります。

「マイページトップへ」ボタンをクリックして提出済みの申請書の審査等の状態を確認できます。

※「8. e-Govアカウントにログイン」で既にe-Govアカウントにログインしているので、ログインせずにマイページを確認できます。

再度、マイページにログインして審査状態を確認したい場合は、次ページの、「申請した後の審査状態の確認」の手順を行います。

提出完了

提出後の審査状況等はマイページの「申請案件一覧」から確認できます。

申請情報

[申請書控えを出力\(PDF\)](#)

到達番号	1512021000000030
到達日時	2021年1月28日 18時09分28秒
法人名	経済産業省共済組合
申請者氏名	山田 太郎
手続名称	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き／破壊証明に係る特定物質等の製造確認
到達結果	到達
所管府省	経済産業省
提出先	製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
申請様式	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き
書類名	aaa.xls bbb.txt

[ブックマーク](#)

[マイページトップへ](#)

申請した後の審査状態の確認

e-Govマイページにログインすることで申請後の審査状態確認できます。

1. e-Govのトップページで電子申請をクリック
<https://www.e-gov.go.jp/>



2. ログインをクリックしてe-Govマイページにログインします



e-Govマイページでは、審査状態や通知等の情報を確認することができます。



※e-Govアカウントに紐づく申請書の情報を一元的に管理できるため、旧e-Govで利用していた申請ごとの状況照会の操作は必要ありません。

内示申請様式の記載方法（基本的運用による割当ての例）

「提出様式」シート

基本的運用による割当ての場合→様式第1を使用

対象者：運用通知2.（基本的運用）に基づき、2021年分として、オゾン層保護法第4条第1項に基づく製造許可又は同法第6条に基づく輸入承認・割当て内示を受けることを希望する方

1. 画面から様式第1をダウンロードして開いてください。
2. 様式第1は「提出様式」及び「別添」シートがあることを御確認ください。
3. **別添シートのオレンジ色つき部分**に、物質ごと実績値と2021年の割当て希望量を記載してください。

物質名	HFC-134	GWP	2018年	2019年	2020年	2021規制年度(希望数量)
製造量(有安kg)						
うち輸出用製造量(有安kg)						
輸入量(有安kg)						
製造数量(GWP換算数量kg)						
うち輸出用製造数量(GWP換算数量kg)						
輸入数量(GWP換算数量kg)						
消費量(有安kg)						
消費数量(GWP換算数量kg)						

物質名	HFC-134a	GWP	2018年	2019年	2020年	2021規制年度(希望数量)
製造量(有安kg)						
うち輸出用製造量(有安kg)						
輸入量(有安kg)						
製造数量(GWP換算数量kg)						
うち輸出用製造数量(GWP換算数量kg)						
輸入数量(GWP換算数量kg)						
消費量(有安kg)						
消費数量(GWP換算数量kg)						

物質名	HFC-143	GWP	2018年	2019年	2020年	2021規制年度(希望数量)
製造量(有安kg)						
うち輸出用製造量(有安kg)						
輸入量(有安kg)						
製造数量(GWP換算数量kg)						
うち輸出用製造数量(GWP換算数量kg)						
輸入数量(GWP換算数量kg)						
消費量(有安kg)						
消費数量(GWP換算数量kg)						

「別添」シート

「別添」シートを記入すれば、「提出様式」シートの申請基準値等は自動計算されます！

※オレンジ色つき部が記入箇所

提出様式で記載が必要なのはココだけ！

様式第1	※別添シートから記載すること。 ※オレンジ色つきセルを記入すること。		
申請基準値の設定並びに製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書			
経済産業省製造産業局長 殿			年 月 日
事業者名			
資格・代表者名			
法人番号			
住所			
担当者氏名			
電話番号			
メールアドレス			
2021 規制年度の申請基準値を設定し、製造数量及び輸入数量の割当て内示を受けたいので、別添書類を添えて、次のとおり申請します。			
1. 申請基準値(消費量)			
消費量(GWP換算数量kg) = 製造数量 - 輸出用製造数量 + 輸入数量			
昨年度の申請基準値			
申請基準値			(GWP換算数量kg)
3. その他特記すべき事項			
備考			
1 別添様式「特定物質代替物質の申請基準値の設定並びに製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書の根拠データ」を添付すること。			
2 別添様式の他、参考となるべき書類を添付することができる。			
3 別添様式の製造数量及び輸入数量の計算根拠として、製造・輸入する混合冷媒がある場合には、数量がわかる資料を添付すること。			
4 書面により申請する場合、用紙の大きさは日本産業規格A 4とすること。			
5 申請内容について、必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。			

※2つ目のシートが「別添」シート

内示様式第1の記載方法①

※2018～2020年の過去3年間の実績を記載する
(2020年の実績は、申請時点での見込み値です)

別添様式
申請基準値の設定並びに製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書の根拠データ

物質名	HFC-134	GWP	1,100		
年	2018年	2019年	2020年	2021規制年度(希望数量)	
製造量(有容kg)					
うち輸出用製造量(有容kg)					
輸入量(有容kg)					
製造数量(GWP換算数量kg)					
うち輸出用製造数量(GWP換算数量kg)					
輸入数量(GWP換算数量kg)					
消費量(有容kg)					
消費数量(GWP換算数量kg)					

物質名	HFC-134a	GWP	1,430		
年	2018年	2019年	2020年	2021規制年度(希望数量)	
製造量(有容kg)					
うち輸出用製造量(有容kg)					
輸入量(有容kg)					
製造数量(GWP換算数量kg)					
うち輸出用製造数量(GWP換算数量kg)					
輸入数量(GWP換算数量kg)					
消費量(有容kg)					
消費数量(GWP換算数量kg)					

物質名	HFC-143	GWP	353		
年	2018年	2019年	2020年	2021規制年度(希望数量)	
製造量(有容kg)					
うち輸出用製造量(有容kg)					
輸入量(有容kg)					
製造数量(GWP換算数量kg)					
うち輸出用製造数量(GWP換算数量kg)					
輸入数量(GWP換算数量kg)					
消費量(有容kg)					
消費数量(GWP換算数量kg)					

物質名	HFC-245fa	GWP	1,030		
年	2018年	2019年	2020年	2021規制年度(希望数量)	
製造量(有容kg)					
うち輸出用製造量(有容kg)					
輸入量(有容kg)					
製造数量(GWP換算数量kg)					
うち輸出用製造数量(GWP換算数量kg)					
輸入数量(GWP換算数量kg)					
消費量(有容kg)					
消費数量(GWP換算数量kg)					

物質名	HFC-365mfc	GWP	794		
年	2018年	2019年	2020年	2021規制年度(希望数量)	
製造量(有容kg)					
うち輸出用製造量(有容kg)					

総計				
GWP換算数量kg\年	2018年	2019年	2020年	2021規制年度(希望数量)
消費量				
製造数量				
うち輸出用製造数量				
輸入数量				

備考
1 2021年は希望(予定)数量を記入すること。
2 1月1日～12月31日の1年間の数量を記入すること。

※左部を記入し終わったら、上の表に総計が表示されるので、確認してください。

※物質ごと欄が分かれているので、該当物質の欄に数量を記載してください。

※オレンジの部分のみ記載してください。

※青、白のセルは自動計算です。

※青いセルはGWP数量換算した数値を表示されます。

内示様式第 1 の記載方法②

4. **提出様式のオレンジ色部分**に申請者情報を記入してください。また、別添シートからの反映内容を確認してください。

5. 必要に応じて、その他特記すべき事項を記入してください。

※様式シートには別添シートが反映されますので、記載が必要な部分は申請者情報、「昨年度の申請基準値」とその他特記すべき事項のみです。

製造数量
総数量を表示



1. 申請基準値 (消費量)

消費量 (GWP換算数量kg) = 製造数量 - 輸出用製造数量 + 輸入数量	
昨年度の申請基準値	
申請基準値	(GWP換算数量kg)

※判定は、直近 3 年のみなし申請基準値の平均と消費量実績の平均との乖離が、3 年間のみなし申請基準値の平均の 2 割に相当する数値を超えた場合には「要調整」表示され、**申請基準値の切り下げ審査の対象となります。**(不要分を切り下げます。)

※シート内にて自動計算をしています。

※申請基準値は小数第 1 位が切り捨てられます。

※2020年の実績は、申請時点での見込み値です。

2. 2021規制年度割当て希望製造数量及び希望輸入数量

2021 規制年度割当て希望製造数量			
うち輸出用製造数量			
2021 規制年度割当て希望輸入数量			
(GWP換算数量kg)			
希望消費数量	(GWP換算数量kg)	判定	超過量
直近の製造数量等の実績			
	2018年	2019年	2020年
製造数量			
うち輸出用製造数量			
輸入数量			
(GWP換算数量kg)			

参考となるURL

・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（「オゾン層保護法」）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363AC0000000053>

・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=406C00000000308>

・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363M50000400080>

・特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について（「運用通知」）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/190995unyoukaisei.pdf

・特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用に係る2021規制年分の内示申請手続きについて（「申請手続通知」）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/2021_tsuuchi.pdf

・改正オゾン層保護法に基づく新たなHFC規制の運用のあり方について

http://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/flon_taisaku/20180921_report.html

問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-4724

E-mail:gyoumu-ozone@meti.go.jp